

IASB 公開草案「負の補償を伴う期限前償還要素」(IFRS 第9号の修正案) に対するコメント・レター

ASBJ 専門研究員 堀 ともみ 友美

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、国際会計基準審議会（IASB）が2017年4月21日に公表した公開草案「負の補償を伴う期限前償還要素」(IFRS 第9号の修正案)（コメント期限：2017年5月24日）（以下「本公開草案」という。）に対して、2017年5月にコメント・レターを提出している。

本公開草案の概要

本公開草案は、特定の「負の補償を伴う期限前償還要素」を有する金融資産について、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値による事後測定に適切となるようにするため、既存のIFRS 第9号「金融商品」に限定的な例外の定めを追加することを提案している。

「負の補償」とは、契約を早期に解約することを選択する当事者が、当該選択を受け入れなければならない当事者から実質的に補償を受け取ることを指している。既存のIFRS 第9号では、期限前償還金額に「契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償」が含まれる金融資産について、一定の要件を満たす場合には償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値による事後測定が認められており、本公開草案は、IFRS 解釈指針委員会に寄せられた、当該「合理的な追加の補償」には「負の補償」も含まれるのかという質問に対応しようとするものである。

なお、IFRS 第9号は2018年1月1日以後開始する事業年度から強制適用される。IASBは、本論点は論点の範囲が狭く、緊急性があるものと主張し、デュー・プロセス監督委員会の承認を経て、最短の30日までコメント期間が短縮されている。

本公開草案で提案されている主な内容は次のとおりである。

- (1) 以下の両方に該当する期限前償還要素を有する金融資産について、一定の場合には、償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値での測定に適切であるとする事
 - (a) 現行のIFRS 第9号における「契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償」が含まれる期限前償還金額に合致しない理由が、契約を早期に解約することを選択する（又は他の方法で早期の解約を生じさせる）当事者が、それに対して合理的な追加の補償を受け取る可能性があることのみである。
 - (b) 企業が当該金融資産を当初認識する時点で、期限前償還要素の公正価値が僅少である。
- (2) 修正案の発効日をIFRS 第9号の強制適用日と同じ2018年1月1日以後開始する事業年度とし、早期適用を認めること
- (3) 修正案は遡及適用することとし、実務上不可能である場合には具体的な経過措置を適用すること。また、本公開草案は、修正を適用する前にIFRS 第9号を適用する企業について具体的に対

処する必要がある追加的な移行上の考慮事項があるかどうかについてコメントを求めている。

コメント・レターの概要

当委員会は、本公開草案の主要な提案には反対しないものの、提出したコメント・レターにおいて主に以下の2点についてコメントを行っている。

(1) 「契約の早期終了に対する合理的な追加の補償」の説明について

本公開草案では、結論の根拠において「契約の早期終了に対する合理的な追加の補償」に関する説明が示されている。既存の IFRS 第9号では「契約の早期終了に対する合理的な追加の補償」の内容について言及されておらず、このような説明は、いわゆる「正の補償」のみを生じさせる期限前償還要素を有する金融商品についても影響を与える可能性があるため、本公開草案とは切り離して、通常のデュー・プロセスに基づいて検討を行うべきである。

(2) コメント期間について

IASB 及び IFRS 解釈指針委員会のデュー・プロセス・ハンドブックにおいて定められている標準のコメント期間である120日は、各国の関係者が十分に議論するために必要な期間として、極力確保されるべきであり、本公開草案についてコメント期間が30日に設定されたことについては極めて遺憾に思っている。提案を他の言語に翻訳するための時間が必要な国もあることから、関係者からコメントする機会を奪うことにならないよう、今後コメント期間を短縮する際の影響には、十分な配慮が必要である。